

しまねリハビリテーションネットワーク 講師謝金及び旅費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、しまねリハビリテーションネットワーク(以下「本ネットワーク」という)が支払う謝金及び旅費等に関する算定基準を示すことを目的とする。

(講師謝金)

第2条 本ネットワーク主催する研修会等の講師等をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

(謝金対象者)

第3条 本ネットワークの会員および会員以外の者を、この規程による謝金対象者とする。

(謝金の対象となる研修会)

第4条 謝金の対象となる研修会は、本ネットワークが主催する学会及び研修会等を対象とする。

(講師等謝金の単価)

第5条 講師謝金等は、以下の表を基に算定する。

基準額に加算額を加えた合計額を謝金とし、合計金額を税抜き支払額とする。

(単位:円)

＜研修会＞					
時間	60分未満	60分以上 120分未満	120分以上 180分未満	180分以上240 分未満	240分以上
県内療法士	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000
県外・会員外	7,500	15,000	22,500	30,000	37,500

＜研修会ファシリテーター＞

ファシリテーター	2,000	3,000	4,000
----------	-------	-------	-------

＜原稿料＞

※ A4用紙1枚の金額。上限はA4用紙5枚までとする

4,000

加算額(日数に関係なく1開催につきに加算する。)

①職種加算

(単位:円)

職 種	加 算 額
医師	+20,000
芸能・芸術家等著名人	+20,000

②役職加算

【協会会員外に適応】

(単位:円)

役 職	加 算 額
教授、所長、施設長、首長、 団体長、法人団体長	+30,000
准教授、講師、部門長、副院長	+15,000
助教、行政役員、団体役員	+10,000

【県外協会会員に適応】

(単位:円)

役 職	加 算 額
協会長、教授	+30,000
施設長、所長、法人団体長	+20,000
准教授、講師、部門長、専門・認定療法士	+15,000
助教、協会役員	+10,000

※合計額は10万円を上限とする。

※アシスタントが講義も担う場合

謝金規程に沿って謝金を支払う。(主たる講師はその時間分の基準額を減額する)

アシスタントが実技補助のみの場合

招聘1回につき10,000円を謝金として支払う(複数日であっても最大10,000円)

交通費、宿泊費は第6条に定める通り支給する。

県内会員がアシスタントの場合

研修参加費、弁当代、交通費の費用弁償のみとする。

※別途設定が必要な場合は各担当部局での協議および三役(会長、副会長、事務局長)で協議の上、会長決裁とする。

(旅費及び宿泊費等の実費の支給)

第6条 第3条に定める謝金対象者には、第5条に定める謝金の単価に加えて、旅費及び宿泊費等の実費額を支給する。

(旅費の種類及び支給額)

第7条 旅費の算定は、次により決定する。

- (1)交通費:鉄道、バス、船舶、航空、有料道路利用などによる交通費実費。鉄道費は片道80km未滿の路程距離の場合は普通乗車券を、片道80km 以上の場合は 普通乗車券、急行券の実費を支給する。グリーン席または指定席料金については適応外とする。

自家用車使用の場合、1キロあたり20円に該当する金額を支給する。距離の算出については、往復距離の小数点第1位を四捨五入し距離算出する。※乗り合わせの場合、車の所有者または主に車の運転に従事した方を支給対象とする。有料駐車場を使用した場合は実費支給。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から、適用する。